

令和元年 第9回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月26日(木)午後1時30分から午後2時32分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	杉山 忠
委員	1番	志賀喜一
委員	2番	川上美由紀
委員	3番	遠藤 宏
委員	5番	新井 勉
委員	6番	立川勝美
委員	7番	松本信行
委員	8番	島田俊行
委員	9番	立川久恵
委員	10番	本島光雄
委員	11番	谷 正雄
委員	13番	相場重雄
委員	14番	島田一男
委員	15番	小堀和彦

4. 欠席委員 (2人)

委員	4番	澁江修身
委員	12番	横塚洋一

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第4号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

参事 向田一夫

農地調整係 係長 黒田和美

主査 川田昌弘

主査 飯塚康夫

主事補 上野川拓朗

主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局参事

ただいまから、令和元年第9回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、事務局参事をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局参事、お願いします。

事務局参事

はい、事務局参事、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号4番 澁江修身委員、議席番号12番 横塚洋一委員の2名でございます。

議長

ただいま、事務局参事の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日は、農地利用最適化推進委員14名に、傍聴していただいております。

ただいまから、令和元年第9回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号7番 松本信行委員、議席番号10番 本島光雄委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、上野川拓朗主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号、報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和元年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に

について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和元年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

議長

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第4号まででございます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和元年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条538番の件に関しましては、新たに農地所有適格法人として新規就農するという案件です。

3条538番 契約内容は、使用貸借権の設定10年です。申請地までの距離は1km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター、乾燥機各2台、コンバイン、田植機各1台をリースし、トラクター1台を購入予定となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は600日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますので、該当しません。

また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしましたので、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われまます。

3条539番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は3分です。大農機具の所有

状況は、トラクター、コンバイン、田植機各1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は160日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますので、該当しません。

また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条540番 契約内容は、売買による所有権の移転です。申請地までの距離は13km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、管理機各1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は350日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますので、該当しません。

また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条541番 契約内容は、売買による所有権の移転です。申請地までの距離は1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、コンバイン2台、田植機1台を所有しております。農作業従事人数は3人、従事日数は600日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますので、該当しません。

また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議長

事務局による説明が終わりました。なお、議案第1号3条538番について、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。

議案第1号3条538番の案件について、審査会班長、報告をお願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

9月18日に、委員5名が出席して審査会を行いました。

3条538番について報告します。

本申請につきましては、使用貸借権の設定1件の申請になります。

法人の代表取締役は、25年前から農業経営者としてトマト栽培などを行ってきました。この度人手不足の面からパートではなく社員として人材を確保したいと考え会社を立ち上げ、農地所有適格法人として新規就農したいという案件です。

申請地の現況は、いずれも特に問題なく、代表取締役、役員その他、8名の臨時雇用労働力、計10名で農業経営をしていきます。

作付計画としましては、トマトとなっております。今回はトマトのハウスのみの申請となっておりますが、将来的には水田なども会社に移す予定となっております。販売先ですが、トマトはJAに、出荷しています。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。

以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。審査会の結果については、ご報告のとおりであります。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和元年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現

地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

4条117番について報告します。

本申請は、農家住宅敷地拡張のため、転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「畑」、南は「宅地」、北は「畑」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が農家住宅敷地拡張であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号は、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和元年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

5条663番について報告します。

本申請は、農家住宅として転用したいという案件です。申請地の一部に農業用倉庫があり、是正を含んだ申請となり、始末書の提出があります。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田、畑」、東は「宅地」、西は「畑・市道幅員4m」、南は「畑」、北は「市道幅員5m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、河川へ放流。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

なお、申請地は、〇〇年〇〇月〇〇日付けで告示され、農用地から除外されております。立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われれます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われれます。

5条664番について報告します。

本申請は、農業用倉庫を建築するため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「用悪水路」、西は「市道幅員7m」、南は「宅地」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農振農用地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。なお、〇〇年〇〇月〇〇日付けで告示され、用途区分が農地から農業用施設用地へ変更されております。立地基準は、転用目的が「農業用倉庫」ですので、農用地

区域内の農地の不許可の例外事由の1つである、農地法第5条第2項ただし書き「農用地区域内の農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条665番について報告します。本申請は、工場敷地のため転用したいという案件です。なお、申請地の一部がすでに転用されており、是正を含んだ申請となり、始末書の提出があります。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「認定外道路幅員3m」、西は「山林」、南は「認定外道路幅員3m」、北は「認定外道路幅員2m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条666番について報告します。

本申請は、共同住宅敷地のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「認定外道路幅員4m」、西は「宅地」、南は「宅地」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条667番について報告します。

本申請は、農業用倉庫を建築するため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「認定外道路幅員2m」、西は「田」、南は「県道幅員25m」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農振農用地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。なお、〇〇年〇〇月〇〇日付で告示され、用途区分が農地から農業用施設用地へ変更されております。立地基準は、転用目的が「農業用倉庫」ですので、農用地区域内の農地の不許可の例外事由の1つである、農地法第5条第2項ただし書き「農用地区域内の農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条668番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「用悪水路」、西は「市道幅員6m」、南は「用悪水路」、北は「市道幅員6m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。以上、ご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより、議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号5条664番については、転用に係る面積が30aを超えている案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、議案第3号5条663番、5条665番から5条668番については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号5条664番は、転用に係る面積が30aを超えている案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行い、許可相当と認める旨の回答書を受理した後、それぞれ他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することとし、議案第3号5条663番、5条665番から5条668番は、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和元年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」は、計画のとおり承認することに賛成の委員の

起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」は、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和元年第9回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時32分閉会